

北中学校いじめ防止基本方針（令和４年４月）

１ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。また、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものとして、決して許されない問題である。

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」

「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」

という考えに基づいて、全教職員が未然の防止、早期発見に努める。また、いじめを認知した際は、迅速かつ組織的に対応していく。特に、最近ではインターネット、SNS、スマホ等を介したいじめにはいっそう発見しにくい問題がある。生徒の情報モラルを高め、自浄能力を高めることで、いじめを未然に防止する。

学校では、生徒一人一人が大切にされているという安心感のもと、自他ともに認め合える人間関係をつくりあげていく。そして、集団の一員として生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に学び合い、成長できる学校づくりを進める。

２ いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号 以下「法」という）第２条第１項では、「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

とされている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることがないよう努める。

３ いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級（部活動）づくりをすすめる。また、学級経営、部活動経営のあり方を定期的に見直す。

イ 生徒の努力を促し、取組を認め、泰斗賞として表彰するなど自己有用感、自己肯定感の育成を図る。

ウ 学び合い、学びを深める授業づくりを通して、自他ともに認め合える人間関係づくりに努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・自殺予防教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。

オ 情報モラル教育（１年生２回、２年生１回）を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。また、情報モラル教育については継続的な指導を行うとともに、懇談会等において、保護者にも理解を求めるよう努める。

カ 計画的に一斉道徳の時間を設け、人間関係の理解についての課題を積極的に取り上げるなど道徳の時間を充実させるとともに、各教科、特別活動など教育活動全体を通じて道徳性を養う。

（２）いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年３回）し、生徒の小さなサインも見逃さないように努める。

イ 教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心にいじめであるか否かの判断を行い、組織的かつ迅速に対応する。

イ 被害生徒の気持ちに耳を傾け、共感しながら事実を聴き、徹底して守り通す。

ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、適切な指導や支援を行う。

エ 傍観者へはたらきかけ、いじめを許さない集団づくりをすすめる。

オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

キ いじめについて一定の解決が図られた後も、被害生徒、加害生徒ともに指導、支援を続ける。

ク いじめに関する情報については、「いじめ問題経年記録表」に記録して全職員で共有すると共に、次年度へ確実に引き継ぐ。

（４）いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる期間は少なくとも「３か月」を目安とする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

４ 学校の取組に対する検証・見直し（１）PDCAサイクルによる見直し

ア 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努めるとともに、定期的に見直し、改善する。

イ 学校いじめ防止基本方針を３月に見直し、改善する。（２）アンケート等、定期的な点検による検証

ア保護者への「学校評価アンケート」を年に２回（９月、１月）実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組を検証する。

イ全職員による「いじめ対応体制チェック」を年に２回（７月、１２月）実施し、いじめの未然防止、早期発見のための体制を検証する。

ウ「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載するとともに、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。

５ いじめ防止対策組織

（１） 「いじめ対策委員会」の設置

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えに対して、組織として対応するため、「いじめ対策委員会」を設置する。

「いじめ対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（２） 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケート、いじめ対応体制チェックを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談から情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を集約し、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめ対策委員会と生徒指導部会、生徒指導支援部会が連携し、いじめの未然防止、早期発見に努める。

ウ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

６ 緊急を要する場合の対応

- （１）重大事態が生じた場合は、教育委員会へ重大事態の発生を速やかに（不登校重大事態については７日以内に）報告するとともに、必要があれば、警察官・児童相談所等の関係機関に報告する。 重大事態（法第２８条第１項）とは、「生命、心身また

は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、30日に関わらず、迅速に調査に着手する。）のときをいう。

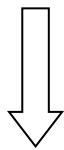
（2）教育委員会が重大事態の調査の主体を判断し、学校の組織もそれに従う。

ア 教育委員会が調査の主体となった場合

- ・ 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

イ 学校が調査の主体となった場合

○ 学校に重大事態の調査組織を設置



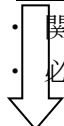
- ・ 「みよし市いじめ対策推進委員会」が調査組織の母体となる。
- ・ 組織の構成については、教育委員会の指示のもと専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

○ 事実関係を明確にするための調査を実施



因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を時系列に沿って速やかに調査する。

○ いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供



- ・ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・ 必要があれば調査に当たってアンケートを実施する。その際、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

○ 調査結果を教育委員会に報告



- ・ 希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添付する。

○ 調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ・ 再発防止に向けた取組の検証を行う。

（3）重大事態の調査に係る記録は、指導要録の保存期間に合わせて、当該生徒が在籍している学校を卒業後、5年間保存する。

7 その他

（1）職員会をいじめ防止に関する校内研修の場とし、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（2）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。